令和５年４月１日以後開始事業年度等分
内国法人用

【No.８】当事業年度終了の時における資本金の額若しくは出資金の額が１億円超の法人である場合又は一若しくは完全支配関係のある複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている法人等である場合、年800万円以下の所得について、軽減税率を適用していませんか。
　また、適用除外事業者に該当する場合、年800万円以下の所得について、措法上の軽減税率（15%）を適用していませんか。

【No.１】電子申告義務がある法人の場合、法人税及び地方法人税の申告書並びにこれらの申告書に添付すべきものとされている書類の全てを電子申告により提出しようとしていますか。

別表一　各事業年度の所得に係る申告書ー内国法人の分……令五・四・一以後終了事業年度等分

通算グループ整理番号
通算親法人整理番号
法人区分
事業種目
期末現在の資本金の額又は出資金の額　円　非中小法人
同非区分
旧納税地及び旧法人名等
添付書類
代表者住所
令和　年　月　日　事業年度分の法人税　申告書
課税事業年度分の地方法人税　申告書
適用額明細書提出の有無　有　無
税理士法第30条　税理士法第33条書面提出有　有

【No.２】法人税の確定申告書には、次の書類を添付していますか。
(1)　貸借対照表、損益計算書（販売費及び一般管理費の内訳書を含みます。）
(2)　株主資本等変動計算書等（株主資本等変動計算書、社員資本等変動計算書又は損益金の処分表）
(3)　勘定科目内訳明細書
(4)　会社事業概況書（完全支配関係がある法人との関係を系統的に示した図を含みます。）
(5)　組織再編成に係る契約書等の写し（組織再編成が行われた場合）
(6)　組織再編成に係る主要な事項の明細書（組織再編成が行われた場合）
(7)　適用額明細書（法人税関係特別措置のうち、税額又は所得金額を減少させる規定等の適用を受けようとする場合）（租特透明化法第３条）

【No.３】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.６】14 欄及び 39 欄に、中間申告分の税額を正しく記載していますか。

【No.７】地方法人税額の計算につき、別表一次葉の51～54欄により計算していますか。

この申告書による法人税額の計算
中間申告分の法人税額　14
差引確定法人税額　15
この申告書による地方法人税額の計算
地方法人税額　31
課税留保金額に係る地方法人税額　33
中間申告分の地方法人税額　39
差引確定地方法人税額　40
この申告が修正申告である場合のこの申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額　25
欠損金等の当期控除額　26
翌期へ繰り越す欠損金額　27
この申告による還付金額　41　42　43
この申告が修正申告である場合のこの申告により納付すべき地方法人税額　44
剰余金・利益の配当（剰余金の分配）の金額
残余財産の最後の分配又は引渡しの日　決算確定の日
還付を受けようとする金融機関等　銀行　金庫・組合　農協・漁協　本店・支店　出張所　本所・支所　預金　郵便局名等
口座番号　ゆうちょ銀行の貯金記号番号
※税務署処理欄

税理士署名